

大府市

事業者支援制度メニュー

(2026 年度版)

産業振興部
商工業ウェルネスバレー推進課

<問合せ先>

企業立地 WV 推進係（工業係）：0562-45-6255

メールアドレス(共通)：shoko@city.obu.lg.jp

大府市事業者支援メニュー2026 目次

【企業立地支援】

- ・「産業立地の奨励措置」..... 1 (6)
- ・「大府市再投資促進補助金」..... 1 (7)
- ・「大府市小規模事業者再投資促進補助金」 1 (14)

【生産性向上支援】

- ・「大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金」 2 (15)
- ・「がんばる事業者応援補助金（研究開発事業）」 2 (16)
- ・「がんばる事業者応援補助金（販路開拓（事業化促進）事業）」..... 2 (16)
- ・「がんばる事業者応援補助金（販路開拓（見本市出展）事業）」..... 3 (16)
- ・「がんばる事業者応援補助金（知的財産権取得事業）」 3 (16)
- ・「がんばる事業者応援補助金（課題解決事業）」 3 (16)
- ・「先端設備等導入計画の認定」 4 (17)

【雇用・求人支援】

- ・「大府市働きやすい企業表彰」 4 (19)
- ・「ショートタイムワーク事業」 4 (20)
- ・「雇用対策協議会」 5 (25)

【その他支援】

- ・「スタートアップとの連携」.....5
- ・「ウェルネスバレー地区における実証事業」..... 5

企業立地支援「産業立地の奨励措置」

助成額：3年間の固定資産税相当額（上限なし）

市内の指定地域において工場等を新設または増設する事業者に対し奨励措置があります。土地・家屋・償却資産に係る固定資産税が対象です。

→金額・対象・期間どれをとっても県内有数の補助制度です！



詳細はこちら 担当：工業係

企業立地支援「企業再投資促進補助金」

上限金額・助成額：4億円

大府市内で工場等を20年以上操業し、常用雇用者数が**25名以上**の事業者の再投資に係る経費の一部を補助する制度です。

→工場建設費、機械装置費等の固定資産取得費用が補助対象です。



詳細はこちら 担当：工業係

企業立地支援「小規模事業者再投資促進補助金」

上限金額・助成額：5000万円

大府市内で工場等を20年以上操業し、常用雇用者数が**25名未満**の事業者の再投資に係る経費の一部を補助する制度です。

→工場建設費、機械装置費等の固定資産取得費用が補助対象です。



詳細はこちら 担当：工業係


設備更新支援 **「大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金」**

上限金額・助成額：500万円

市内で製造業を営む中小企業者が、エネルギー効率の高い機器への更新に係る経費の一部を補助する制度です。

→工作機械、コンプレッサ、空調機器、LED照明などが補助対象です。

詳細はこちら

ページ番号：「1025487」で検索 

担当：工業係




研究開発支援 **「がんばる事業者応援補助金（研究開発事業）」**

上限金額・助成額：60万円

市内事業者が、新技術又は新商品・サービスの開発を目的とし、販路が確保又は確保できる見込みがあつて、大府市内にて製造又は販売を行う事業を実施する場合にかかる経費の一部を補助する制度です。

→原材料費、調査費、委託外注費などが補助対象です。

詳細はこちら

ページ番号：「1006456」で検索 

担当：工業係




販路開拓支援 **「がんばる事業者応援補助金（販路開拓（事業化促進）事業）」**

上限金額・助成額：30万円

市内事業者が、新たな事業分野への開拓を目指し、製品・商品デザイン、パッケージデザイン、商標、販路開拓又は販路拡大に係る媒体の作成などの事業にかかる経費の一部を補助する制度です。

→資料購入・作成費、調査費、委託外注費などが補助対象です。

詳細はこちら

ページ番号：「1006457」で検索 

担当：工業係




販路開拓支援 **「がんばる事業者応援補助金（販路開拓（見本市出展）事業）」**

上限金額・助成額：20万円

市内事業者が、販路開拓または販路拡大を目的とした展示会や見本市への出展にかかる経費の一部を補助する制度です。

→ブース出展料、小間使用料、装飾費などが補助対象です。

詳細はこちら  担当：工業係




知財取得支援 **「がんばる事業者応援補助金（知的財産権取得事業）」**

上限金額・助成額：15万円

市内事業者の産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は商標権）の取得にかかる経費の一部を補助する制度です。

→特許庁、弁理士に支払う費用などが補助対象です。

詳細はこちら  担当：工業係




生産性向上支援 **「がんばる事業者応援補助金（課題解決事業）」**

上限金額・助成額：50万円

生産性向上、人材の確保・定着等の課題解決のために STATION Ai 入居企業の商品・サービスを新たに活用する事業を支援します。

→サービス利用料（サブスク費用含）、リース料も対象です。

詳細はこちら  担当：工業係



設備導入支援「先端設備等導入計画の認定」

上限金額・助成額：固定資産税の軽減（1/4～1/2）

市内事業者が計画期間内に、労働生産性を向上させるために、先端設備を導入する計画の認定を大府市から受けた場合に、固定資産税の特例措置が適用される制度です。

→償却資産として課税される設備が補助対象です。



詳細はこちら 担当：工業係

雇用・求人支援「大府市働きやすい企業表彰」

上限金額・助成額：—

大府市では、従業員のワークライフバランスの実現に向けて、働きやすい魅力ある職場づくりに取り組む企業を「大府市働きやすい企業」として表彰します。

→表彰企業は広報誌「広報おおぶ」に掲載！PR ツールとして活用ください！



詳細はこちら 担当：工業係

雇用・求人支援「ショートタイムワーク事業」

上限金額・助成額：—

大府市は官民連携事業の一環として、ソフトバンク株式会社と連携し、多様な働き方を実現する「ショートタイムワーク」の推進に取り組んでいます。短時間から始まる、継続的な人材確保の仕組みです。「一時的な人手確保ではなく、将来につながる人材との出会い」として事業に参加してみたいかがでしょうか。

→求人情報が「広報おおぶ」や市 HP に掲載されます。



詳細はこちら 担当：工業係

雇用・求人支援「雇用対策協議会」

上限金額・助成額： -

大府市雇用対策協議会は、大府市が事務局を務めており、会員企業の「求人活動」と「社員定着活動」を支援する任意団体です。

→就職フェアなど求人活動のほか、情報提供などを実施しています。

詳細はこちら 担当：工業係



その他支援「スタートアップ企業との連携」

上限金額・助成額： -

日本最大級のオープンイノベーション拠点 STATION Ai に大府市として入居し、市内企業の生産性向上、新事業展開を後押ししています。

→市内企業とスタートアップとのマッチング～実証事業を伴走支援します。

詳細はこちら 担当：工業係



その他支援「ウェルネスバレー地区における実証事業」

上限金額・助成額： -

ウェルネスバレー関係機関（医療・介護機関）と市内企業とのマッチング～共同開発・実証事業～事業化まで、一気通貫で支援しています。

→ウェルネスバレー関係機関の現場ニーズを公開しています。

詳細はこちら 担当：工業係



次ページ以降は制度の個別資料掲載

産業立地の奨励措置

大府市では、市内の指定地域において工場等を新設または増設する事業者の方々に対し、5つの奨励措置を用意しています。

① 工場等立地促進奨励金

【要件】

- 指定地域内に新たに3,000 m²以上の土地を取得または賃貸者契約をし、工場等を新設または増設すること。
- 工場等が次のいずれかの事業の用に供されるものであること。
 - ・ 製品の製造、加工または修理に係る事業
 - ・ 流通業務（物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム、流通加工の用に供する設備等を有し、かつ、階数が2以上の物流施設において行う搬送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務）に係る事業
 - ・ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業 ・ 開発研究等を行う事業
- 周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。

【奨励措置の内容】

- 課税初年度から3年間における各年度の固定資産税に相当する額（限度額なし）

② 高度先端産業立地促進奨励金

【要件】

- 指定地域内に新たに3,000 m²以上の土地を取得または賃貸者契約をし、工場等を新設または増設すること。
- 条例等で規定する高度先端産業に該当する事業を営む中小企業者であること。
- 土地を除く固定資産取得費用が2億円以上であること。
- 新たに常用の従業員を5人以上雇用していること。
- 周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。

【奨励措置の内容】

- ① 課税初年度の固定資産税の3倍に相当する額
- ② 土地を除く固定資産取得費用の10%に相当する額
- ※①と②のいずれか低い額（限度額10億円）

長年にわたり地域を支える市内 企業の再投資を支援します！

【大府市企業再投資促進補助金】

大府市内に工場等を **20年以上**立地している企業を対象とした再投資補助金（大府市企業再投資促進補助金）が平成25年7月1日に施行されました。（令和8年度末まで）

※本補助金は、愛知県が実施する「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」と連携した補助金です。

補助対象者	【共通要件】 大府市内において工場等を20年以上立地し、次項に掲げる対象分野に該当する工場等の新增設等を行う企業	
	【大企業】 ■投資規模要件 補助対象経費が2.5億円以上 ■雇用要件 常用雇用者が50人以上	【中堅企業、中小企業】 ■投資規模要件 補助対象経費が1億円以上 ■雇用要件 常用雇用者が25人以上
工場等の対象分野	・ 次世代自動車関連（自動車を含む）、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連 ・ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設等に係る工場等の建設費用、償却資産の取得費用）	
補助率	【大企業】 8%以内 （うち半分は県からの直接補助）	【中堅企業、中小企業】 10%以内
補助額の限度	【大企業】 4億円 （うち2億円は県からの直接補助）	【中堅企業、中小企業】 4億円
申請期限	工事着工の30日前まで	

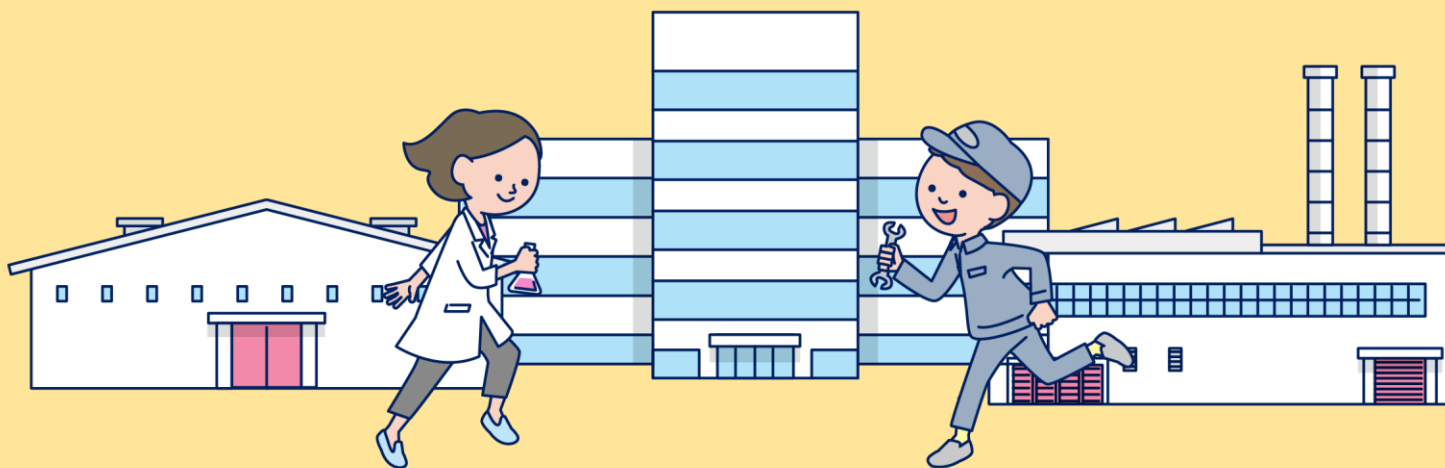
※みなし大企業は大企業の補助率が適用されます。

不明な点やご相談したいことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ・申請先】 大府市役所 商工業ウェルネスバレー推進課
 愛知県大府市中央町五丁目70番地(〒474-8701)
 TEL: 0562-45-6255 mail: shoko@city.obu.lg.jp

愛知県企業立地優遇制度のご案内

ものづくりは愛知県で!



◆補助金早見表◆

制度	愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金	新あいち創造産業立地補助金	
		Aタイプ	Bタイプ
要件	国内トップクラスの高度先端分野における大規模投資等の支援	市町村と連携した県内再投資の支援	産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業への支援
補助対象	製造業等の工場・研究所	製造業等の工場・研究所 20年以上立地	製造業等の工場・研究所
補助率	10% 以内 (大企業 8% 以内)	10% 以内 (大企業 8% 以内)	10% 以内 (大企業 8% 以内)
限度額	100億円 (投資額300億円以下10億円)	10億円	10億円

問合せ先

愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課
(産業立地サポートステーション)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁本庁舎1階)

TEL.052-954-6372 FAX.052-961-7693

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ricchitsusho/>

E-mail ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp

■愛知県21世紀高度先端産業立地補助金

→ 国内トップクラスの高度先端分野における大規模投資等の支援

	工場			研究所		大規模案件 (工場・研究所)
	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業 中小企業	
補助対象	製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業 ※中小企業が新增設等を行う場合は、補助制度を有する市町村を通じた間接補助					
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連					
交付要件	投資規模要件	50億円以上	2億円以上	5億円以上	2億円以上	300億円超
	雇用要件	新增設等を行う工場等で下記の人数の常用雇用の増加があること				左記に加え、300億円を超えた額が100億円を超える毎に10人の常用雇用量の増加があること
	10人以上	5人以上		なし	なし	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設等に係る工場建設費、機械装置費等）					
補助率	8%以内	10%以内	10%以内(県支援分5%以内)	8%以内	10%以内	300億円を超える金額の5%を10億円に追加
	既設の工場等の設備を一新する場合					
	4%以内	5%以内	5%以内(県支援分2.5%以内)	4%以内	5%以内	
限度額	10億円（中小企業の工場：県支援分5億円）					100億円
受付時期	工事着工(地鎮祭、杭打ちなど対外的に着工したことを説明できる日)の 30日前 まで					
申請書提出先	愛知県 産業立地通商課		新增設等を行う市町村の企業立地担当課	愛知県 産業立地通商課		

※みなし大企業は大企業の補助率が適用されます。

※間接補助の場合、補助率等は市町村の補助制度により変動する場合があります。

※【申請にあたっての留意事項】をご確認ください。

■新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)

→ 市町村と連携した県内再投資の支援

	大企業	中堅企業	中小企業
補助対象	20年以上、県内(新增設等を行う市町村内)に立地する工場等を有する企業で、製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業 ※中小企業が新增設等を行う場合は、補助制度を有する市町村を通じた間接補助		
対象分野	(1)自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連 (2)愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種		
交付要件	投資規模要件	25億円以上	1億円以上
	雇用要件	認定申請から補助交付期間が終了する年度までの間、下記の人数の常用雇用量を新增設等を行う市町村内で 維持 すること	
	50人以上	25人以上	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設等に係る工場建設費、機械装置費等）		
補助率	8%以内（県支援分4%以内）	10%以内（県支援分5%以内）	
限度額	10億円（県支援分5億円）		
受付時期	工事着工(地鎮祭、杭打ちなど対外的に着工したことを説明できる日)の 30日前 まで		
申請書提出先	愛知県 産業立地通商課 及び 新增設等を行う市町村の企業立地担当課		新增設等を行う市町村の企業立地担当課

※みなし大企業は大企業の補助率が適用されます。※立地市町村において、補助金や奨励金等の優遇措置を受けることが必要です。

※補助率等は、市町村の補助制度により変動する場合があります。 ※【申請にあたっての留意事項】をご確認ください。

■新あいち創造産業立地補助金(Bタイプ)

→ 産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業への支援

		大企業	中堅企業・中小企業
補助対象		製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業	
対象分野		自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連のうち、下記のいずれかに該当すること。 ①産業競争力の強化に資すると認められる製品(※1)を製造する工場、研究所 ②産業競争力の強化に資すると認められる製品の基幹(※2)となる部素材を製造する工場、研究所 ※1 新たなマーケットの創出、技術力の向上、高い成長性を見込むと認められる分野の製品 ※2 産業競争力の強化に資する製品に必要な部素材のうち同製品固有のもの(汎用品は対象外)	
交付要件	投資規模要件	25億円以上	2,000万円以上
	雇用要件	新增設等を行う工場等で下記の人数の常用雇用の増加があること	
		10人以上	5人以上
補助対象経費		土地を除く固定資産取得費用（新增設等に係る工場建設費、機械装置費等）	
補助率		8%以内	10%以内
	既設の工場等の設備を一新する場合	4%以内	5%以内
限度額		10億円	
受付時期		工事着工(地鎮祭、杭打ちなど対外的に着工したことを説明できる日)の30日前まで	
申請書提出先		愛知県 産業立地通商課	

※みなし大企業は大企業の補助率が適用されます。

※【申請にあたっての留意事項】をご確認ください。

【申請にあたっての留意事項】

●審査会について

事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保证するものではありません。

●企業名等の公表について

審査会で補助対象として採択された案件については、企業名等を公表させていただきます。

●交付について

補助金の交付は精算払いです。補助対象となった建物や機械設備等の注文、納品、請求、支払に係る書類と現物資産を確認した後、補助対象経費を確定し、予算の範囲内で交付します。

●補助対象財産の処分制限について

補助対象となった建物や機械設備等の財産は、5年間、譲渡や貸与、担保設定等の処分が制限されます。補助事業目的のためやむを得ず処分しようとする場合には、事前に県の承認手続きが必要です。

●補助金の返還について

交付要件を満たさなくなった場合や無断で補助対象財産を処分した場合など補助要件等に違反した場合、事業を5年以内に廃止・休止した場合などについては、補助金に加算金を加えて返還していただくことになります。

補助金交付の流れ



※予算体系の都合上、補助金交付は認定年度の翌年度以降となります。

産業立地促進税制(不動産取得税の免除・減額)

→ 初期投資の支援

対象事業	航空宇宙関連産業の製造業		市町村長の申出に基づき、対象区域ごとに知事が指定した事業(製造業、運輸業等)
対象区域	次のいずれかの区域に該当すること (1)「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域 (2)上記の区域が所在する市町村長の申出に基づき、次の区域の中で知事が指定した区域 ア 都市計画法に規定する工業系の用途地域(準工業地域、工業地域及び工業専用地域) イ 市町村マスタープランにおいて、産業集積を図る区域として位置付けられた地域		市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域(110区域:令和7年3月31日現在) ※最新の指定状況はHPをご確認ください
対象不動産	家屋	事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 ※新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象	事業(対象区域ごとに知事が指定)の用に供するために、対象期間中に新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 ※新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象
	土地	対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地	
要件	次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1億円 以上 ※家屋及び償却資産の取得価額(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5人 以上 (3)原則、家屋取得後6か月以内に事業を開始すること (4)事業を開始した日から3か月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が1/2以上であること		次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1億円 以上 ※家屋及び償却資産の取得価額(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5人 以上
軽減額	中小企業	税額の 4分の3 に相当する額	
	その他(大企業等)	税額の 2分の1 に相当する額	
対象期間	対象地域の指定のあった日から令和10年3月末まで		

■地域未来投資促進法に基づく支援策

民間事業者が、地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業計画について県の承認を受けると、支援制度を利用いただくことが可能になります。

■主な支援制度の概要

○地域未来投資促進税制

承認された地域経済牽引事業のうち、下記の要件を満たすことについて国の確認を受けた事業については、その事業で行う設備投資金額の一定割合について特別償却又は税額控除を受けることができます。

<課税特例の要件>

- ①先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く)
 - <通常類型>
労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上
 - <サプライチェーン類型>
・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等
 - ②設備投資額が2,000万円以上
 - ③設備投資額が前年度減価償却費の20%以上
 - ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
 - ⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上
- <上乗せ支援の要件>
- 要件⑥((ア)または(イ)のいずれか)と要件⑦を満たすこと
 - ⑥(ア)直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
(イ)対象事業者の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、対象事業において創出される付加価値額が3億円以上(令和5年4月1日以後の承認事業のみ)
 - ⑦労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上
- ※サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※令和7年度改正予定

■本社機能の移転・拡充に関する支援策

本社機能(特定業務施設:事務所、研究所、研修所)の移転または拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置を受けることができる制度です。

※工場や店舗は対象になりませんが、業種に制約はありません。

また、登記簿上の「本店」である必要はありません。

※優遇措置の適用にあたっては、詳細な適用要件があります。

※県へ「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の申請を行い、着手前に認定を受ける必要があります。

■主な優遇措置の概要

○オフィス減税(特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例)

認定を受けた事業者が、特定業務施設の新設または増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却または税額控除のいずれかの適用を受けることができます。

○雇用促進税制(特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例)

認定を受けた事業者が、特定業務施設において新たに雇入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用を受けることができます。

○中小企業基盤整備機構による債務保証

認定を受けた事業者が、当該事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができます。

○日本政策金融公庫による融資制度

認定を受けた事業者(中小企業者のみ)が、当該事業を行うために必要な設備資金及び運転資金について、長期かつ固定金利で融資が受けられます。

※適用にあたっては日本政策金融公庫の審査があります。

「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」に定める集積業種

西尾張地域 / 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
電気・電子機器関連産業	11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	16 化学
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
東尾張地域 / 名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
電気・電子機器関連産業	11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	11 繊維、16 化学、21 窯業・土石、22 鉄鋼、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
西三河地域 / 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
電気・電子機器関連産業	11 繊維、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
新エネルギー関連産業	16 化学
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、12 木材・木製品、13 家具・装備品
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品
東三河地域 / 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
繊維関連産業	11 繊維、16 化学、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、16 化学、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他、711 自然科学研究所
新エネルギー関連産業	16 化学、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料、14 パルプ・紙、18 プラスチック、21 窯業・土石、24 金属製品、26 生産用機械
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、24 金属製品

※上表の右欄は、日本標準産業分類(中分類)に定める業種です。該当の中分類にあっても、一部の小分類又は細分類の業種が対象外となりますので、詳細については産業立地通商課 HP をご確認ください。

■新あいち創造研究開発補助金

「産業競争力強化減税基金」を活用して、研究開発・実証実験を支援しています。

■支援制度の概要

研究開発・実証実験														
補助対象	大企業、中堅企業、市町村(実証実験のみ)、 中小企業(採択実績がない又は原則創業10年未満の場合はスタートアップ・トライアル枠も可)													
対象分野	(1)次世代成長分野(次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット分野等) (2)デジタル(AI)分野(半導体、情報処理、高度情報通信インフラ分野) (3)カーボンニュートラル分野(洋上風力発電、次世代型太陽電池、蓄電池、水素・アンモニア、CO2活用・削減分野)													
補助率	<table border="1"> <tr> <td>・大企業</td> <td>:原則1/3以内</td> <td rowspan="3">限度額</td> <td>・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠、 一般枠、実証実験</td> <td>:1億円</td> </tr> <tr> <td>・中堅企業及び市町村</td> <td>:原則1/2以内</td> <td>・スタートアップ・トライアル枠</td> <td>:1,000万円</td> </tr> <tr> <td>・中小企業</td> <td>:2/3以内</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・大企業	:原則1/3以内	限度額	・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠、 一般枠、実証実験	:1億円	・中堅企業及び市町村	:原則1/2以内	・スタートアップ・トライアル枠	:1,000万円	・中小企業	:2/3以内		
・大企業	:原則1/3以内	限度額	・デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠、 一般枠、実証実験		:1億円									
・中堅企業及び市町村	:原則1/2以内		・スタートアップ・トライアル枠		:1,000万円									
・中小企業	:2/3以内													
補助事業 期間	・最大2年間(研究開発(一般枠)において適用)													
受付時期	年1回(例年3月~4月)													

<問合せ先>

■愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課 研究開発支援グループ
TEL.052-954-6370 E-mail san-kagi@pref.aichi.lg.jp

■補助金該当一覧

市町村名	東尾張地域																											
	名古屋市	瀬戸市	春日井市	犬山市	江南市	小牧市	尾張旭市	岩倉市	豊明市	日進市	清須市	北名古屋	長久手市	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	
21世紀(中小企業工場)			●		●	●			●	●	●				●			●	●	●	●	●		●				
21世紀(上記以外)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新あいちA	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●			●		●	●	●		●	●			●				
新あいちB	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市町村名	西尾張地域								西三河地域								東三河地域											
	一宮市	稲沢市	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	岡崎市	碧南市	刈谷市	安城市	西尾市	知立市	高浜市	幸田町	豊田市	みよし市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	
21世紀(中小企業工場)	●	●				●			●	●		●						●	●	●								
21世紀(上記以外)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新あいちA	●	●				●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
新あいちB	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

小規模事業者（常用雇用者 25 名未満）の再投資を支援します！

【大府市小規模事業者再投資促進補助金】

小規模事業者の事業の持続的発展を図るため、大府市内に工場等を **20年以上**立地している小規模事業者を対象とした再投資補助金（大府市小規模事業者再投資促進補助金）が平成27年4月1日に施行されました。

（令和8年度末まで）

補助対象者	【共通要件】 大府市内において工場等を20年以上立地し、次項に掲げる対象分野に該当する工場等※1の新增設等を行う企業
	■投資規模要件 補助対象経費が3千万円以上 ■雇用要件 常用雇用者が25名未満
工場等の対象分野	<ul style="list-style-type: none">次世代自動車関連（自動車を含む）、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連企業立地促進法に基づく東尾張地域基本計画の指定集積業種
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設等に係る工場等の建設費用、償却資産の取得費用）
補助率	5%以内
補助額の限度	5千万円
申請期限	工事着工の30日前まで

※1工場等：工場（電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあつては、事業所）及び研究所。ただし、物流施設、倉庫、事務所等製造又は研究開発機能を有さない部分が過半を占めるものを除く。

不明な点やご相談したいことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ・申請先】 大府市役所 商工業ウェルネスバレー推進課
愛知県大府市中央町五丁目70番地(〒474-8701)
TEL: 0562-45-6227 mail: shoko@city.obu.lg.jp

製造業のための

設備更新による
カーボンニュートラル支援

最大
500万円
補助

(補助率1/2以内)



—— 大府市カーボンニュートラル推進 ——

生産設備導入支援補助金

生産設備

最大500万円

(補助率1/2以内)

募集期間

公募受付:

2026年5月1日
~7月31日

ユーティリティ設備

最大100万円

(補助率1/3以内)

募集期間

随時受付:

2026年4月1日~

- ☑ 老朽設備の更新
- ☑ 省エネ設備への入替
- ☑ 電力・燃料コスト削減に
- ☑ 空調・照明設備の更新

★詳細情報はこちらの
QRコードから👉👉👉



必ず事前相談のうえ、申請してください

～問合せ先～

■申請・制度概要に関する問合せ■

●大府市役所 商工業ウェルネスバレー推進課
電話/0562-45-6255
メール/shoko@city.obu.lg.jp

●大府商工会議所
電話/0562-47-5000
メール/info@obu-cci.or.jp

大府市がんばる事業者応援補助金制度の概要

大府市内の中小企業者、個人事業主等を対象として、①経営基盤の強化を図るため、中小企業者等が行う新技術又は新商品・サービスの開発、新たな事業分野への販路開拓、見本市への出展、知的財産権の取得②スタートアップの商品・サービスを活用し、業務や既存事業の課題解決の実施を支援するものです。
(令和8年度から令和10年度まで)

1 対象者

- ・市内に事業所を有し、事業に係る市税を完納している中小企業者及び個人事業主
- ・上記中小企業者を半数以上含むグループ

※注 中小企業者の定義は、「中小企業基本法」で次のとおり定められています。

業種	従業員数	資本金
製造業、建設業、運輸業	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下

2 補助対象事業および基準

補助対象事業の類型	基準
①研究開発事業	次の事項の <u>いずれにも該当していること</u> 。 1. 新技術又は新商品・サービスの開発を目的としている事業であること 2. 販路が確保又は確保できる見込みがあること 3. 大府市内にて製造又は販売を行う事業であること ※ただし、機械装置又は測定機器の更新は対象外とし、借上又は購入する機器に関して、必要とする根拠を説明すること。
②販路開拓事業 (事業化促進)	<u>新たな事業分野への開拓を目指す事業</u> で次のいずれかに該当していること。 1. 市場調査・消費モニター調査、知的財産に関する調査 2. 民間企業・公的試験機関及び大学で行う性能・特性測定及び評価 3. 製品・商品デザイン、パッケージデザイン、商標等の知的財産の開発 4. 販路開拓又は販路拡大に係る媒体の作成・利用
③販路開拓事業 (見本市出展)	補助金の交付を申請する年度に行われる販路開拓又は販路拡大を目的とした見本市へ出展していること。
④課題解決事業	生産性向上、人材の確保・定着等の課題解決のために STATION Ai 入居企業の商品又はサービスを新たに活用する事業であること。
⑤知的財産権取得事業	補助金の交付を申請する年度に特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得を出願していること。

- ※注 1 補助対象事業の補助金の交付を受けることができるのは、3年度中にそれぞれ1回限りです。同一の内容が複数年度に渡る場合は、1事業に対し1回限り補助金の交付を受けることができます。
- 2 研究開発事業が、ウェルネスバレー基本計画に基づく健康・医療・福祉関連施設と連携した事業の場合、又は、課題解決事業で同一のないよう2年度に渡る事業を実施する場合は、2年間補助金の交付を受けることができます。

3 補助対象経費・補助金の限度額

補助率は補助対象経費の総額の $1/2$ となります。(補助対象経費には、消費税等を含みません。)

補助対象事業の類型	補助対象経費	補助金の額の上限	申請上限回数
①研究開発事業	機械装置又は測定機器等の借上料、同購入費(借上料、購入費の合計は80万円まで)、原材料費、調査費、専門家謝金、専門家旅費、会議費、会場借料、分析試験費、委託・外注費(対象経費の3分の2まで)	60万円	1回
②販路開拓事業 (事業化促進)	資料購入費、資料作成費、調査費、分析試験費、委託・外注費、広報費 ※ただし、維持費は補助対象外	30万円	1回
③販路開拓事業 (見本市出展)	出展料、装飾費(レンタル可)	20万円	1回
④課題解決事業	サービス利用料、システム購入費、サービス又はシステムの導入に必要な機器購入費(リース料)、設置料、初期導入費。	50万円	1回
⑤知的財産権取得事業	特許庁及び弁理士に支払う費用(出願に係る費用) ※支払い及び特許申請した年度に限る	15万円	1回

※注 国、県又はその他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、重複する補助対象経費は補助の対象外となります。

4 計画書の提出に必要な書類(事業実施の2週間前に提出)

- (1) がんばる事業者応援補助金事業計画書(第1号様式)
- (2) 実施計画書(第2号様式)
- (3) 企業の事業概要が分かる書類(パンフレット、ウェブサイトの写し、開業届の写し等)
- (4) 補助対象事業の詳細が分かる書類(見積書等)

※注 知的財産権取得事業、認証等取得事業は、計画書の提出は不要です。

※注 計画の承認後、補助対象事業に着手(発注)することができます。計画の承認に時間を要しますので、補助対象事業の開始2週間前を目途に計画書を提出ください。

5 補助金の交付申請に必要な書類(事業実施後1か月以内に申請)

- (1) がんばる事業者応援補助金交付申請書(第4号様式)
- (2) 実績報告書(第5号様式)
- (3) 経費の支払い等を証する書類の写し
(内訳の分かる領収書、又は、請求書と支払い実績の分かる通帳写し)
- (4) 補助対象事業の実施を証する書類

6 問い合わせ先

大府市役所 産業振興部 商工業ウェルネスバレー推進課
電話: 0562-45-6255 (直通)
メール: shoko@city.obu.lg.jp



7 参照

大府市公式ウェブサイトでは、補助金制度の詳細や、補助金交付までの手続きの流れ、よくある質問に対する回答等を閲覧できる他、提出に必要な書類や、その書類の記載例をダウンロードすることもできます。

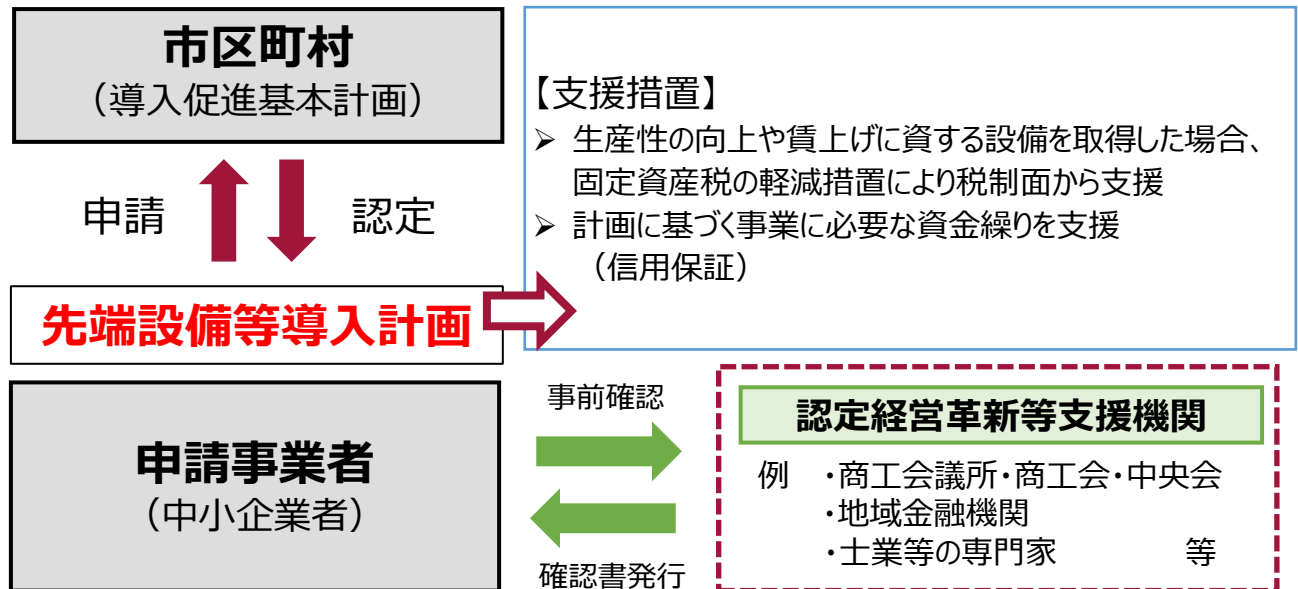
https://www.city.obu.aichi.jp/jigyo/sangyo_shinko/sogyo_yushi/1006454/index.html

1. 「先端設備等導入計画」の概要

(1) 制度の概要

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において、新たに設備を導入しようとする中小企業者を、国・市区町村が一体となって、生産性の向上や賃上げを強力に後押しします。

【ポイント2】

事前確認を受けた計画が対象

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）にあらかじめ計画の確認を受けて市区町村に申請する必要があります。

【ポイント3】

認定された場合、計画実行のための支援措置（税制措置等）が受けられます

- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の特例措置を受けることができます。
- 金融支援・・・民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。

2. 税制支援

(1) 税制の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、③雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、④一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます（賃上げ方針の説明はP. 9以降を参照）。

また、計画に位置付けた賃上げの方針が3%以上のものである場合は、5年間にわたって1/4に軽減されます。

条文：地方税法附則第15条第43項（固定資産税等の課税標準の特例）

① 中小事業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小事業者等とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは？

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの期間（2年間）

③ 一定の設備とは？

<先端設備等の要件>

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

- 要件：年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

※税制の適用を受けるまでの流れについてはP. 6以降を参照。

<対象設備>

設備の種類	最低価額 〔1台1基又は 一の取得価額〕	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※1 償却資産として課税されるものに限る。

※2 上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がございますので、ご注意ください。

大府市働きやすい企業表彰

学生などの求職者や市民にPRするチャンスです!!

従業員のワークライフバランスの実現に向けて、職場環境の整備などを通じて、働きやすく魅力ある職場づくりに取り組む企業を表彰します。

表彰の種類(3部門)

1 ファミリー・フレンドリー部門

従業員の仕事と育児・介護、その他家庭生活の両立を支援するための優良な取り組みをする企業

2 健康経営部門

従業員の心身の良好な健康状態の維持に向けて優良な取り組みをする企業

3 ダイバーシティ部門

女性の活躍をはじめ、多様な人材の活用、能力開発や活躍に向けて優良な取り組みをする企業

企業が得られる
メリット

- 地元での企業価値の向上
- 採用活動におけるPR効果



受賞企業は市の広報紙やホームページで紹介され、地域に向けた企業PRにつながるほか、採用活動においても「働きやすい企業」として求職者に強くアピールできます。自社の魅力を広く発信する絶好の機会ですので、ぜひご応募ください!



令和7年2月12日に開催した表彰式の様子 左から、愛協産業(株)様、市長、(株)新居浜鐵工所様、(株)シモヤ様

<広報おおぶ 2026.4月号>

働きやすい企業表彰

商工業ウェルネスパレー推進課 ☎(45)6255



従業員のワークライフバランスの実現に向け、働きやすい魅力ある職場づくりに取り組む次の企業を表彰しました。

- 受賞部門
- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| ①ファミリー・フレンドリー部門 | 従業員の仕事・育児・介護・家庭生活の両立を支援しているもの |
| ②健康経営部門 | 従業員の心身の健康状態の維持に努めているもの |
| ③ダイバーシティ部門 | 女性活躍・多様な人材活用・能力開発などを進めるもの |



▶ 受賞企業(敬称略)

- 大和機工(株)(梶田町)
受賞部門: ①②③
 - (株)名張製作所(共和町)
受賞部門: ①②③
 - (株)シモヤ(宮内町)
受賞部門: ③
- ※②は2024年度に取得済

働き方を変えて、人手不足をチャンスに。

—「ショートタイムワーク」で広がる新しい雇用のかたち—

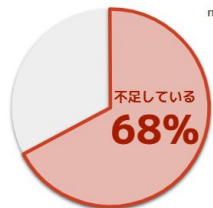
背景

なぜ今、多様な働き方が求められるのか？

労働人材の不足

中小企業の約7割が
人手が不足していると回答

n=3,120



休眠人材

働く機会に繋がっていない人材
3,300万人以上



引用：日本商工会議所

[「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」](#)

※1 パーソル総合研究所中央大学「労働市場の未来推計2030」25～29歳時の労働力率が49歳まで維持された場合の人数

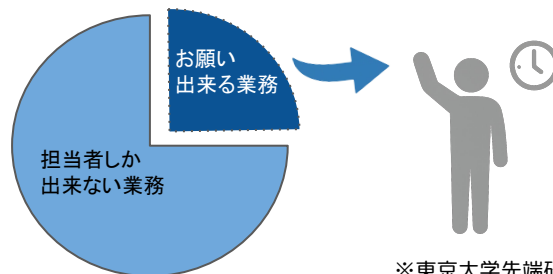
※2 障がい者のうち18歳～64歳で就労状態に無い人の人数

※3 総務省「ICT超高齢社会構想会議報告書」65歳以上人口(3588万人)のうち自立的に暮らしている80%

ショートタイムワークとは

さまざまな事情でフルタイム勤務が困難な方が週20時間未満から就業できる働き方

- ✓ 業務を切り出してその業務が出来る人材を採用
- ✓ 週2～4日、一日3～5時間程度で働いてもらう
- ✓ お願いする業務以外は柔軟に受け入れる
- ✓ 様々な背景問わず同じ職場で一緒に働く



※東京大学先端研近藤教授が提唱する超短時間雇用モデルをもとに仕組み化

人材不足の解消・業務効率化・地域の潜在人材活用

「何を手放したら自分が助かるか」から始める業務切り出し

業務切り出しの基本的な考え方

■視点

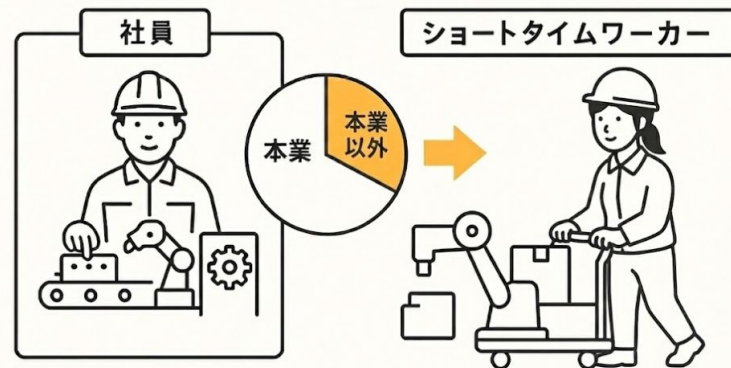
「誰にお願いするか」ではなく
「何を手放したら自分が助かるか」を考える

■ポイント

- ✓ まずは工程順に作業を「全て」列挙する
- ✓ 小項目には一つの作業を一つのセルに入れてみる

大項目	中項目	小項目(行程)	現担当	移行先
ゴミ出し	ペットボトル対応	ラベル・キャップをはがす		
		袋に入れる		
		捨てに行く		
燃えるごみ対応		各部屋のゴミ箱から集める		
		大きな袋にまとめる		
		新しい袋をセットする		
		捨てに行く		

働き方イメージ



本業以外の業務を切り出して任せることで、
社員は本業に集中できる

ショートタイムワーク導入がもたらす「変化と成果」

—企業・人・地域、それぞれに生まれる新しい価値—

企業

企業側の働き方の柔軟姿勢が、眠れる人材発掘に繋がる



①新しい人材確保

働き方を変えることで育児介護層・シニア等、今まで接点のなかった人材（休眠人材）が採用可能に。

→平均応募5.3名

②組織の活性化

多様な働き方を受け入れることで、社内に新しい視点と学びが生まれる。

企業

超短時間・リモートでも十分能力が発揮できる



①「はじめの一步」を踏み出せる環境

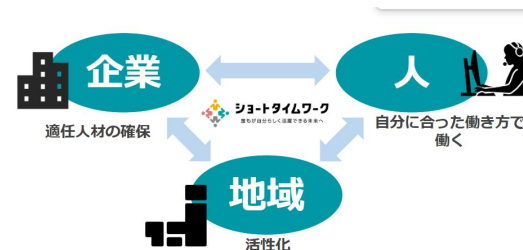
働きにブランクのある方が、無理なく社会復帰。

②自信・スキル・社会との接点の獲得

短時間でも貢献できる実感がモチベーション向上につながる。

地域・社会

地域の眠れる人材が「企業で活躍する人材」へ



①地元雇用の創出と定着

地方中小企業がリモートワークで人材確保を実現。

②共生社会の推進

働き方の多様化が、地域全体の生産性向上につながる。

導入事例

田中紙業株式会社（東京都）

- 代表取締役：田中伸尚
- 設立：1954年
- 従業員数：70名（アルバイト含む）
- 業種：製造業（包装・梱包資材製造）

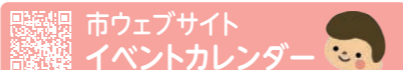
多様な就労形態に対応するために短時間勤務制度を導入。
現在、子育て中・外国籍の方など週18時間程度勤務のワーカー
11名が活躍中。

<ポイント>

- ・子育てや外国籍など、背景が異なる人材の活躍を推進
- ・週18時間程度の柔軟勤務でライフスタイルに合わせた就業を実現
- ・1個単位の受注対応という強みを支える、人の作業による品質維持
- ・現場負担を軽減しつつ、深刻な人手不足の改善に寄与



部署	ワーカー	勤務時間（時間/週）	詳細
厚木工場	主婦2名、外国籍2名 ※ほかにフルタイムに移行した外国籍社員2名	18時間程度	・ダンボール製作過程の一部（組立、仕上げ、検品等） ・仕上げ工程における品質確認、出荷準備業務 ・材料補充や仕分けなど補助的作業
埼玉工場	高齢者3名、子育て中女性2名	18時間程度	



市ウェブサイト
イベントカレンダー

マイナンバーカード交付・
電子証明書更新の臨時開庁

▶日時 3/8(日) 9:00~12:00
▶場所 市民課
問/市民課 ☎(45)6218

ありがとうございました(敬称略)

大府中学校へ
(株)ナルキョウホールディングス・(株)あいち銀行
卓球台・アルミ枠看板(計26万7千円相当)
北山・吉田・石ヶ瀬
こども幸福者交流センターへ
広川レディスクリニック
木製玩具(10万円相当)
市内こども(幸齢者)交流センター・
こどもステーションへ
広川レディスクリニック
菓子・飲料(1万5千円相当)

全問チャレンジの小学生には記念品があるよ
春休み
歴史民俗資料館
探検クイズ
3/25水~4/8水
歴史民俗資料館 ☎(48)1809

アローブカルチャーフェスティバル
①出演・②出展者募集



▶日時 7/11(土) 10:00~16:00
▶場所 アローブ
▶対象 主にアローブを活動拠点とし、
広報・運営に協力できる個人・団体
▶定員 ①12組 ②4組(選考)
▶料金 無料
▶申込 3/2(月)~4/11(土)に申込書に
必要事項を記入し、メールまたは申込
先窓口へ。
※詳細は、アローブウェブサイトをご覧
ください。
問・申込先/アローブ ☎(48)5155
info@allobu.jp

学年の輪を越えて
地域のみならずつながろう
子ども会
会員募集
こども若者支援課 ☎(45)6229

アローブジュニアスクール杜の学校
お楽しみ実験

身近にある材料を使って、手作り電池・
空気砲など8つの実験を行います。
▶日時 4/18(土) 14:00~15:30
▶場所 アローブ
▶対象 小学生
▶定員 30人(抽選)
▶料金 無料
▶申込 3/10(火)~17(火)にアローブウ
ェブサイトへ。
問/アローブ ☎(48)5155

あいちの伝統野菜も学べる
プランターで育てる家庭菜園講座

▶日時 4/26(日) 13:30~15:00
▶場所 アローブ
▶定員 20人(先着順)
▶料金 800円(申込時集金)
▶申込 3/20(金)から申込先窓口へ。
(9:30からWEB申込可)
※あいちの伝統野菜の苗をプレゼント。詳
細は、アローブウェブサイトをご覧くだ
さい。
問・申込先/アローブ ☎(48)5155

フレ☆ガク 姿勢を整える
はじめてのピラティス

▶日時 3/12(木) 13:30~14:30
▶場所 北山公民館
▶対象 市内在住・在勤・在学の中学卒業
~39歳の方
▶定員 15人(先着順)
▶料金 330円
(当日集金・学生証提示で無料)
▶申込 3/2(月) 9:00から市ウェブサ
イトへ。
問/北山公民館 ☎(48)6015

大府産の新大豆を使う
親子豆腐作り講座

▶日時 3/28(土) 10:00~12:00
▶場所 森岡公民館
▶対象 市内在住の小学生と保護者
▶定員 8組(先着順)
▶料金 1組500円(当日集金)
▶申込 3/3(火) 12:00から市ウェブサ
イトへ。
問/森岡公民館 ☎(46)0435

子育て支援講座 親子でおりがみ教室
ゆかい・奇怪・深海生物

▶日時 4/12(日) 14:00~15:00
▶場所 アローブ
▶対象 5~10歳のこどもと保護者
▶定員 15組(抽選)
▶料金 無料
▶申込 3/3(火)~15(日)に申込先窓口へ。
問・申込先/アローブ図書館 ☎(48)1808

いただきまんぶく食堂運営講座
手まり寿司と風車作り

▶日時 3/7(土) ①9:30~11:30
②13:00~15:00
▶場所 北山公民館
▶対象 市内在住の小・中学生
(小学1・2年生は保護者同伴)
▶定員 各15人(先着順)
▶料金 100円(当日集金)
▶申込 3/2(月) 9:00から市ウェブサ
イトへ。
問/北山公民館 ☎(48)6015

郷土の歴史講座
藤井神社創建と石丸遺跡

▶日時 3/16(月) 10:00~11:30
▶場所 神田公民館
▶対象 市内在住・在勤・在学の方
▶定員 30人(先着順)
▶料金 330円(当日集金)
▶申込 3/3(火) 9:00から市ウェブサ
イトまたは申込先窓口へ。
問・申込先/神田公民館 ☎(46)2620

株分けしたフジバカマをプレゼント
フジバカマ植栽・株分け講座

▶日時 3/20(金) 9:30~11:30
▶場所 ニツ池セレクトナ
▶対象 市内在住・在勤・在学の方
(小学生以下は保護者同伴)
▶定員 20人(先着順)
▶料金 無料
▶申込 3/2(月)から電話または申込先窓
口へ。
問・申込先/環境課 ☎(85)5335

企画展
調査された大府展 石丸遺跡II

▶期間 3/28(土)~6/14(日)
▶場所 歴史民俗資料館
▶料金 無料
問/歴史民俗資料館 ☎(48)1809

おおぶジュニア弦楽団がバイオリンを披露
ロビーコンサート



▶日時 3/30(月) 12:15~12:50
▶場所 市役所1階市民健康ロビー
▶料金 無料
問/文化交流課 ☎(45)6266

おおぶミュージックコレクション
鈴木臣吾ファミリーコンサート

大型紙芝居朗読と三味線・打楽器・鍵
盤のトリオコンサートを行います。
▶日時 6/14(日) 13:00
▶場所 アローブ
▶定員 300人(先着順)
▶料金 2000円(全席指定・高校生以下
1000円・3歳以下膝上鑑賞無料)
▶申込 3/7(土) 8:00からアローブ電子
チケットサービス、9:00から申込先窓
口へ。
※託児(3カ月~就学前児・1人500円)希
望者は、6/11(木)までにネットワーク大
府☎(85)7028)へ。
問・申込先/アローブ ☎(48)5155

多様な働き方を応援 ショートタイムワーカー募集

問/商工業ウェルネスバレー推進課 ☎(45)6255



子育て・介護などでフルタイムでの就労が難しい方でも、短時間から始められるショートタイムワーカーを募集します。

事業所名	対象	業務内容	募集人数	報酬
(株)シモヤ ☎(48)1488	丁寧な手作業ができる 1日1時間からの 短時間作業が可能な方	梱包・在庫管理など	2人	1150円/時間
	パソコンの基本操作ができる方	パソコン入力業務	2人	1200円~1280円/時間
	CADの基本操作ができる方 (テレワーク可) ※CADソフト・ネット環境が必要。	店舗の白図の作成 図面のトレース	2人	1800円/時間

▶勤務期間 採用から3カ月更新
▶勤務時間 週1~20時間程度(応相談)
▶申込 3/31(火)までに電話で(株)シモヤへ。
※市では、ソフトバンク(株)との包括連携協定に基づき、ICTを活用した
官民連携事業として、多様な働き方を実現するショートタイムワーク
の推進に取り組んでいます。

「広報おおぶ」広告主募集中★

WIT 株式会社ウィット

大阪府高槻市城北町1丁目14-17-501
営業時間 9:00~18:00(土・日・祝日休) TEL 072-668-3275

財源確保などのため、有料広告を掲載しています。広告内容は市の推奨を意味するものではありませんので、広告主へ直接お問い合わせください。
有料広告掲載に関するお問い合わせはこちら▶



市内企業の求人活動をバックアップ！ 大府市雇用対策協議会のご案内

大府市雇用対策協議会では、会員企業の【求人活動】【社員定着活動】に関する支援を実施しています。具体的な活動は以下のとおりです

求人活動支援

◎求人動向調査の実施

高校の進路に関する動向を調査し、会員企業へ情報提供しています。

◎高校就職担当者との懇談会の開催

近隣のおよそ30校の高校就職担当者と会員企業の懇談会を実施し、意見交換や顔合わせの機会を創出しています。

◎高校就職担当者の事業所見学会の開催

高校就職担当者が会員企業を訪問する事業所見学会を実施し、学生への進路指導の参考としてもらいます。

◎就職フェアの開催

新卒・中途採用を目的とした就職フェアを開催し、会員企業の求人の場を創出しています。

◎就職ガイド（冊子）の発行

会員企業情報を掲載した冊子を製作し、県内外の高校や大学等へ配布することで会員企業をPRしています。



懇談会



就職フェア



就職ガイド

社員定着活動支援

◎若手就職者を応援する会・優良従業員表彰の開催

会員企業の若手従業員を一同に集め、激励会を開催しています。

また、会員企業からの推薦により、従業員の定着化に貢献した優良な従業員を表彰しています。

◎講演会・研修会の開催

企業の経営や雇用・社会制度等に関する研修会を開催しています。

問合せ先

大府市雇用対策協議会事務局（大府市役所商工業ウェルネスバレー推進課内）

大府市中央町五丁目70番地

TEL:0562-45-6255

FAX:0562-47-7320

E-mail:shoko@city.obu.lg.jp

